

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案
に関する意見募集の結果について

令和5年11月6日

厚生労働省

社会・援護局障害保健福祉部企画課

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和5年10月17日（火）から同年10月19日（木）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	こうした案件は該当者に情報がいきわたることが重要です。特別児童扶養手当受給者である保護者にはどのように情報がいきわたるのでしょうか。瑕疵なく進めてください。子どもだけでなく、保護者にも障害がある場合が想定されます。知的・身体・精神に関わらず、きちんと情報が伝えられるように配慮をお願いします。	当該情報が受給者等に行き渡ることは重要であり、特別児童扶養手当の申請等に係る窓口は市区町村となっているため、当該自治体等による周知等を適切に図ってまいります。

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。